ヘ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者に係る特別障害給付金関係情報
ト　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
チ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
リ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ヌ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
ル　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ヲ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は小児慢性特定疾病児童の保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報
ワ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
［三　略］
四　児童福祉法施行規則第七条の九第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等、小児慢性特定疾病児童の保護者（児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報

第十四条　法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一　略］
二　身体障害者福祉法第十八条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務　次に掲げる情報
［イ　略］
ロ　当該措置に係る身体障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
［ハ・ニ　略］
［三　略］

ヘ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特別障害給付金関係情報
ト　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
チ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
リ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ヌ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
ル　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ヲ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する情報
ワ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
［三　同上］
四　児童福祉法施行規則第七条の九第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者（児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報

第十四条　［同上］

［一　同上］
二　［同上］
［イ　同上］
ロ　当該サービスが提供される身体障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
［ハ・ニ　同上］
［三　同上］